

005GBGD

185001

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 7

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

社長 持田 昌典

【住所又は本店所在地】

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成17年9月15日

【提出日】

平成17年9月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

4名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	サッポロホールディングス(株)
会社コード	2501
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 札幌
本店所在地	東京都渋谷区恵比寿4-20-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	11,741,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	11,741,000	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	11,741,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年7月31日現在)	S	356,179,485
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		3.30
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		3.36

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年7月22日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2005年7月25日	普通株	121,000	処分	(貸借)
2005年7月28日	普通株	58,000	取得	(貸借)
2005年7月29日	普通株	41,000	取得	(貸借)
2005年8月2日	普通株	80,000	処分	(貸借)
2005年8月11日	普通株	12,000	取得	(貸借)
2005年8月12日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2005年8月16日	普通株	160,000	取得	(貸借)
2005年8月22日	普通株	380,000	取得	(貸借)
2005年8月23日	普通株	75,000	処分	
2005年8月24日	普通株	500,000	処分	(貸借)
2005年8月29日	普通株	25,000	取得	(貸借)
2005年8月30日	普通株	20,000	処分	(貸借)
2005年9月5日	普通株	6,000	処分	(貸借)
2005年9月6日	普通株	1,000	処分	
2005年9月14日	普通株	86,000	処分	(貸借)
2005年9月15日	普通株	68,000	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 11,699,000株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	18,079
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	18,079

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	22,426,500		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C*	452,570	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	22,879,070	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	22,879,070	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	452,570	

(*は旧転換社債券分含む)

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年7月31日現在)	S	356,179,485
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		6.42
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		7.53

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年7月19日	普通株	392,000	処分	(一部貸借)
2005年7月20日	普通株	142,000	処分	(一部貸借)
2005年7月21日	普通株	2,000	取得	
2005年7月22日	普通株	89,000	処分	(一部貸借)
2005年7月25日	普通株	327,000	処分	(一部貸借)
2005年7月26日	普通株	323,001	処分	(一部貸借)
2005年7月27日	普通株	135,000	取得	(一部貸借)
2005年7月28日	普通株	106,000	処分	(一部貸借)
2005年7月29日	普通株	24,000	処分	(一部貸借)
2005年8月1日	普通株	2,000	処分	

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月2日	普通株	25,000	取得	
2005年8月3日	普通株	22,000	処分	
2005年8月4日	普通株	20,000	処分	(一部貸借)
2005年8月5日	普通株	2,000	取得	(一部貸借)
2005年8月8日	普通株	80,000	取得	
2005年8月9日	普通株	78,000	処分	(一部貸借)
2005年8月10日	新株予約権付社債券*	6,055	取得	
2005年8月10日	普通株	134,000	取得	
2005年8月11日	普通株	143,000	取得	(一部貸借)
2005年8月12日	普通株	19,000	処分	
2005年8月15日	普通株	164,000	処分	(一部貸借)
2005年8月16日	普通株	48,800	処分	(一部貸借)
2005年8月17日	普通株	130,000	取得	(一部貸借)
2005年8月18日	普通株	133,000	処分	
2005年8月19日	普通株	86,000	取得	(一部貸借)
2005年8月22日	普通株	556,000	処分	(一部貸借)
2005年8月23日	普通株	44,000	処分	
2005年8月24日	普通株	103,900	取得	(一部貸借)
2005年8月25日	普通株	183,000	処分	(一部貸借)
2005年8月26日	普通株	88,000	処分	(一部貸借)
2005年8月29日	普通株	347,000	処分	(一部貸借)
2005年8月30日	普通株	2,000	取得	
2005年8月31日	普通株	5,000	処分	
2005年9月1日	新株予約権付社債券*	10,090	取得	
2005年9月1日	普通株	5,000	取得	
2005年9月2日	普通株	370,100	取得	(一部貸借)
2005年9月5日	普通株	10,000	処分	
2005年9月6日	普通株	70,000	取得	(一部貸借)
2005年9月7日	普通株	19,000	処分	
2005年9月8日	普通株	632,000	取得	(一部貸借)
2005年9月9日	普通株	206,999	処分	(一部貸借)
2005年9月12日	普通株	172,000	処分	(一部貸借)
2005年9月13日	新株予約権付社債券	187,970	処分	
2005年9月13日	普通株	51,000	取得	
2005年9月14日	普通株	50,000	取得	(一部貸借)
2005年9月15日	新株予約権付社債券	939,849	処分	
2005年9月15日	普通株	1,522,000	処分	(一部貸借)

(*は旧転換社債券分)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 22,426,500株の借入 (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド等からの借入)

第2【提出者に関する事項】**3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			121,000
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 121,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	121,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年7月31日現在)	S	356,179,485
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		0.03
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.03

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】**4【提出者(大量保有者) / 4】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	6,607,500		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,607,500	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,607,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年7月31日現在)	S 356,179,485
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	1.86
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.89

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年7月26日	普通株	50,000	取得	(貸借)
2005年8月1日	普通株	3,000	取得	(貸借)
2005年8月2日	普通株	3,000	処分	(貸借)
2005年8月5日	普通株	75,000	取得	(貸借)
2005年8月9日	普通株	36,000	処分	(貸借)
2005年8月11日	普通株	5,000	処分	
2005年8月12日	普通株	16,000	処分	
2005年8月15日	普通株	10,200	取得	(一部貸借)
2005年8月17日	普通株	5,000	取得	
2005年8月18日	普通株	13,730	取得	(一部貸借)
2005年8月19日	普通株	9,730	処分	(一部貸借)
2005年8月22日	普通株	227,000	処分	(貸借)
2005年8月23日	普通株	194,000	処分	(一部貸借)
2005年8月24日	普通株	12,100	処分	(貸借)
2005年8月25日	普通株	23,000	処分	(貸借)
2005年8月26日	普通株	43,000	処分	(貸借)
2005年9月2日	普通株	330,100	取得	(貸借)
2005年9月12日	普通株	15,000	処分	
2005年9月13日	普通株	15,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 6,601,500株の借入 (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,890
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,890

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	40,775,000		121,000
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C* 452,570	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 41,227,570	N	O 121,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 41,348,570		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 452,570		

(*は旧転換社債券分含む)

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 17年7月31日現在)	S 356,179,485
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	11.59
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	12.79

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By: 

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.
1 New York Plaza, 37th Floor
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所 : 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名)

エレン・ポージス
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニューヨーク市 ニューヨークプラザ 1 37 階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階